

報告第 30 号

臨時代理した事件(名張市小中一貫教育実施要項の一部を改正する 要項の制定)の承認について

名張市小中一貫教育実施要項の一部を改正する要項の制定については、別紙
のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 3 年 8 月 6 日報告

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市小中一貫教育実施要項の一部を改正する要項の制定について

1. 改正理由

名張市小中一貫コミュニティ・スクール推進協議会において、名張市小中一貫教育推進委員会の設置に伴う改正をするほか、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

- (1) 名張市小中一貫教育推進委員会の設置に伴う改正を行う。
- (2) その他所要の改正を行う。

3. 施行期日

令和3年8月1日から施行する。

名張市小中一貫教育実施要項の一部を改正する要項
名張市小中一貫教育実施要項の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「以下、」を「以下」に改める。

第4条第3号中「これらを学校経営計画に位置付けるとともに、」を「これらを学校経営計画に位置付け、ホームページ掲載等により発信するとともに、」に改め、同号に後段として次のように加える。

なお、グランドデザインを更新した場合は、その都度、教育委員会に提出するものとする。

第4条第4号中「ふまえ」を「踏まえ」に、「エについては、中学校区ごとの共通理解の下で、」を「エについては、自らの生き方について考える経験を積み重ねるなど、」に改める。

第4条第5号中「協議し」を「協議し、」に、「協働した」を「連携・協働した」に改める。

第5条中「以下、」を「以下」に改め、「各中学校区の進捗状況や課題等についても情報共有を図ることとする。推進協議会については、別に教育委員会の定めるところによる。」を「推進協議会の下に名張市小中一貫教育推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置し、小中一貫教育の推進・充実のため、各中学校区の進捗状況や課題等について具体的に情報共有を図ることとする。」に改める。

本則に次の1条を加える。

（委任）

第6条 この要項に定めるもののほか、推進協議会及び推進委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年8月1日に改正し、同日から適用する。

名張市小中一貫教育実施要項の一部を改正する要項新旧対照表

改正	現行
(実施等) 第2条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する「就学等に関する規則」に定める中学校区（以下「中学校区」という。）ごとに小中一貫教育を実施するものとする。 2 (略) (内容) 第4条 (略) (1) (略) (2) (略) (3) グランドデザイン 小中一貫教育を実施する中学校区においては、中学校区ごとの共通理解のもとで小中学校が一体となるグランドデザインを作成する。該当中学校区の各学校の校長は、<u>これらを学校経営計画に位置付け、ホームページ掲載等により発信するとともに、成果指標等を設定して取り組むものとする。</u>なお、<u>グランドデザインを更新した場合は、その都度、教育委員会に提出するものとする。</u> (4) 推進カリキュラム 各学校の校長は、教育課程の実施に係る推進カリキュラムを次の通り作成する。 アについては、中学校区ごとの共通理解の下で、系統性・連続性のある指導目標等を掲げ、学習指導要領を<u>踏まえ</u>作成する。 イ及びウについては、市が作成したカリキュラムを基本としながら、当該中学校区においてその実情に応じた運用を行う。 エについては、<u>自らの生き方について考える経験を積み重ねるなど、その児童生徒の実情と校区の特色に応じて作成する。</u> ア 各教科及び領域 イ ふるさと学習「なばり学」 ウ 英語教育 エ キャリア教育 (5) 保護者・地域との連携・協働 各学校の校長は、小中一貫教育について保護者・地域へ積極的に発信するとともに、各学校運営協議会において小中一貫教育への取組について協議し、<u>保護者・地域と連携・協働した取組を実施する等、地域とともにあるコミュニティ・ス</u>	(実施等) 第2条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する「就学等に関する規則」に定める中学校区（以下、「中学校区」という。）ごとに小中一貫教育を実施するものとする。 2 (略) (内容) 第4条 (略) (1) (略) (2) (略) (3) グランドデザイン 小中一貫教育を実施する中学校区においては、中学校区ごとの共通理解のもとで小中学校が一体となるグランドデザインを作成する。該当中学校区の各学校の校長は、<u>これらを学校経営計画に位置付けるとともに、成果指標等を設定して取り組むものとする。</u> (4) 推進カリキュラム 各学校の校長は、教育課程の実施に係る推進カリキュラムを次の通り作成する。 アについては、中学校区ごとの共通理解の下で、系統性・連続性のある指導目標等を掲げ、学習指導要領を<u>ふまえ</u>作成する。 イ及びウについては、市が作成したカリキュラムを基本としながら、当該中学校区においてその実情に応じた運用を行う。 エについては、<u>中学校区ごとの共通理解の下で、その児童生徒の実情と校区の特色に応じて作成する。</u> ア 各教科及び領域 イ ふるさと学習「なばり学」 ウ 英語教育 エ キャリア教育 (5) 保護者・地域との連携・協働 各学校の校長は、小中一貫教育について保護者・地域へ積極的に発信するとともに、各学校運営協議会において小中一貫教育への取組について<u>協議し保護者・地域と協働した取組を実施する等、地域とともにあるコミュニティ・スクールを</u>

改正	現行
クールを基盤として小中一貫教育を積極的に推進することとする。 (推進体制) 第5条 教育委員会は、名張市小中一貫コミュニティ・スクール推進協議会（以下「推進協議会」という。）を組織し、推進の方向性を示すとともに、<u>推進協議会の下に名張市小中一貫教育推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置し、小中一貫教育の推進・充実のため、各中学校区の進捗状況や課題等について具体的に情報共有を図ることとする。</u> (委任) 第6条 この要項に定めるもののほか、<u>推進協議会及び推進委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u>	基盤として小中一貫教育を積極的に推進することとする。 (推進体制) 第5条 教育委員会は、名張市小中一貫コミュニティ・スクール推進協議会（以下、「推進協議会」という。）を組織し、推進の方向性を示すとともに、<u>各中学校区の進捗状況や課題等についても情報共有を図ることとする。推進協議会については、別に教育委員会の定めるところによる。</u>